

生物多様性民間参画ガイドラインの策定について

1. 概要

平成 21 年 8 月、企業をはじめとする幅広い分野の事業者が生物多様性に配慮した取組を自主的に行う際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」を公表した。

本ガイドラインは、生物多様性条約の「民間参画に関する決議」に対応する形で、平成 19 年度から環境省が検討を進めてきたもの。平成 20 年度に検討会を設置し、計 5 回の検討会及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、策定された。

今後、ガイドラインの普及広報・活用促進の働きかけ等を実施する予定。

2. 進め方

関連会議・セミナー等での発表、説明会の開催を継続するとともに、今後、概要パンフレットの作成や環境省のホームページを通じたファイル配布により、事業者等に対し幅広く周知を図る。

さらに、ガイドラインを英訳し、生物多様性条約事務局に報告するとともに、ビジネスと生物多様性に関する国際会議等において発表し、海外にもアピールを行う予定。

3. 当面のスケジュール

12 月 生物多様性条約 2010 Business Challenge 会合（インドネシア）
での報告

生物多様性民間参画ガイドラインの概要

◆事業者に期待されること

事業者は消費者も含めた様々な主体と連携して、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に関わり、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて消費者のライフスタイルの転換を促すなど、自然共生社会、持続可能な社会の実現に向けて貢献していくことが期待されています。

事業者が生物多様性のための取組を自主的に行う際の基本的考え方

- 理念**
- ①生物多様性の保全
 - ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用

取組の方向

- ①事業活動と生物多様性との関わり（恵みと影響）を把握するよう努める。
- ②生物多様性に配慮した事業活動等を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。
- ③取組の推進体制を整備するよう努める。

取組の進め方

- ① 生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むという姿勢を示す。
- ② 実現可能性も勘案しながら、優先順位に従い取組を進める。

基本原則

①生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化

②予防的な取組と順応的な取組※

③長期的な観点

考慮すべき視点

- ①地域重視と広域的・グローバルな認識
- ②多様なステークホルダーとの連携と配慮
- ③社会貢献
- ④地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連
- ⑤サプライチェーンの考慮
- ⑥生物多様性に及ぼす影響の検討
- ⑦事業者の特性・規模等に応じた取組

参考 1 取組の進め方の参考例

参考 2 事業者と生物多様性との関わり方の把握の参考例

参考 3 事業者の活動の主な場面別の取組

参考 4 社会貢献活動

参考 5 具体的な事例

参考 6 生物多様性に関連する最近の主な資料

参考 7 記述に関連する参考情報

参考 8 生物多様性に関する法律の概要

※ 予防的な取組：生物多様性に対する重大で不可逆的な影響が懸念される場合には、科学的な証拠が完全でなくても、対策を先送りすることなく予防的に対策を講じる取組

順応的な取組：事業等について継続的にモニタリングを行い、その結果に応じて計画等を柔軟に見直す取組